

農業委員会だより



新しい農業委員と
農地利用最適化推進委員が決まりました

任期満了に伴い、令和7年4月1日に農業委員が岩井市長から任命され、4月3日に辞令が交付されました。農業委員会長及び会長職務代理者の選出が行われました。同日、農地利用最適化推進委員が会長から委嘱状を手渡されました。適化の新体制で今後3年にわたり本市の農地行政や農地利用の最適化の推進に尽力していただく委員を紹介します。

会長あいさつ



安中市農業委員会

会長 丸山 征二

この度農業委員の改選に伴い、4月3日の総会に於いて委員の互選により改めて会長に就任いたしました。その職責の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。昨年「基本法」が四半世紀ぶりに改正され、食料・農業・農村委員会としての新たな活動内容が割り当てられました。引き続き市町村などと連携し、地域計画の実現に向け農地等の利用最適化事務へ遊休農地の発生防止・担い手への農地集積・農地への新規参入の促進等々が国の重要事案として今まで以上の成果が求められております。新たな農業委員会体制をスタートさせるにあたり、我々は農業者の代表機関として法令遵守と高い倫理観に基づき農業従事者の目線で農業委員と農地利用最適化推進委員とが一体となり、様々な諸問題に精力的に協力し、本市のさらなる農業振興に向けて市行政とも協力体制を組み、全力で邁進する所存であります。ご理解ご協力をお願い申し上げます。

農業委員の紹介

会長

丸山 征二(安中)



萩原 幹雄(東横野)



眞砂 幸光(秋間)



田中 正明(坂本)



伏田 再子(細野)



佐藤 光司(原市)



岡部 雅彦(東横野)



田中 錦也(後閑)



塩谷 幸生(西横野)



須藤 克美(磯部)



井上 豊(岩野谷)



橋本 一男(松井田)



宇佐美幸雄(九十九)



須藤 房二(磯部)



柘植 正(板鼻)



猿谷 健一(臼井)



金井 亮(細野)



「農地の転用・売買
などには農地法の許
が必要ですよ」

◇農地転用とは？
農地を農地以外に使用
することです。すなわち
住宅用地や店舗用地、資
材置場、駐車場、山林な
どの用地に変換すること
です。
◇一時的な場合には？
資材置場、土採取場な
ど、一時的に利用する場合
や、田・畑を埋め立てて
農地造成する場合も転用
になり、許可が必要とな
ります。また、事業完了
後は、農地への復元が許
可条件となります。
◇申請方法は？
毎月10日締切です。
(休日の場合は翌開庁
日)閉庁日を除いて申請
受付が出来ますので農業
委員会へ早めの申請をお
願います。
※様式は農業委員会ま
たは市ホームページにあ
ります。

令和7年4月から令和10年3月までの3年間、新たに委員となる34名です(敬称略・地区順)

農地利用最適化推進委員の紹介



上原 元夫（磯部）



寺山 茂（原市）



委員長
須藤 哲也（安中）



萩原 寛子（安中）



関根 新一（板鼻）



副委員長
藤巻 留珠（岩野谷）



木暮 均（東横野）



小井戸 始（東横野）



武井 正夫（臼井）



千明 昭彦（松井田）



田中 俊幸（後閑）



大澤 一郎（秋間）



藤巻 敬（九十九）



古谷 正明（西横野）



中山 良介（西横野）



佐藤 功（坂本）



佐野 正行（細野）

「農地を相続した場合、農業委員会へ届出が必要です」
相続で農地の権利を取得した場合には、農業委員会へ届出義務があります。詳しくは農業委員会事務局まで

「適正管理で農地を守りましょう」
農地法では、農地の所有者や権利者は、農地の適正管理を行うことが定められています。雑草が繁殖し害虫の温床や鳥獣のすみか、ゴミの不法投棄をされるなど、近隣農地や住民に迷惑をかけることとなります。たとえ作付けを行わない農地であっても、草刈りなどの農地管理を行い、耕作放棄地にならないようにきちんと管理しましょう。

『農業者年金に加入して、老後に備えましょう!!』

高齢期の経済基盤の充実を図り、若い農業者にも加入しやすくするため、令和4年から農業者年金制度が変わりました。

①加入年齢の上限が60歳から65歳未満までに引き上げられました。

②保険料の下限について、35歳未満の人は月額1万円から選べるようになりました。

③受給開始時期を65歳から75歳未満までの間で選べるようになりました。

◇農業者年金の加入要件

次の2つの要件を満たす人は誰でも加入できます。

- ①年齢要件……60歳未満の国民年金第1号被保険者、または60歳から65歳未満の国民年金任意加入者
- ②農業の要件……年間60日以上農業に従事
- ※農地を所有していない農業者、家族従事者も加入できます。

◇農業者年金は積立方式

加入者自ら支払った保険料が将来の年金給付に使われる積立方式年金です。また、保険料とその運用益により将来受け取る年金額が事後的に決まる確定拠出型です。

脱退も自由で、それまでに支払った保険料に応じた年金を受給することができます。(脱退一時金はありません。)

◇保険料は自由に選択

毎月の保険料は2万円を基本とし、最高6万7千円まで千円単位で選択できるので、経営の状況や老後設計などに応じていつでも見直すことができます。

※一定の要件を満たす人には保険料の国庫補助があります。

※一定の要件を満たす35歳未満の人は月額1万円から選択できるようになりました。

◇税制上の優遇措置

- ①支払った保険料は全額社会保険料控除対象
- ②受け取る年金は公的年金等控除が適用
- ③運用益も非課税

◇終身年金

原則65歳から「農業者老齢年金」を受給できます。仮に年金加入者や受給者が80歳までに亡くなれば、受給した年金総額の現在価値相当額が「死亡一時金」として遺族に支払われます。

※65歳から75歳未満の間で受給開始時期を選択できるようになりました。

※新制度の農業者年金は、積立方式の確定拠出型年金であり、受け取る年金額は、自らが積み立てた保険料の総額とその運用成績に応じて決まります。一般的な運用成績の充実に期待できますが、運用成績によつては、必ずしも年金額が増えるとは限らず、マイナス運用が続いた場合には減少することもあり得ますので、よくご理解した上で受給を開始する時期をお選びください。

※詳しくは確氷安中農業協同組合(本所・金融共済課)・東部、西部支所)または農業委員会事務局まで

年金を受けている方が亡くなったときは、遺族の方は速やかに「農業者年金死亡関係届出書」を確氷安中農業協同組合の東部支所または西部支所に提出してください。

『家族経営協定を結びませんか?』

◇家族経営協定とは?

家族経営協定とは、経営方針や役割分担、将来の目標などについて家族間で十分な話し合いに基づき、文書により取り決めるものです。「家族だからわざわざ文書にしないでいい」と思われるかもしれませんが、家族全員が働きやすい環境づくりを決めることが重要です。

家族経営は、家族だからその良い点が沢山ありますが、経営と生活の境目が明確でなく、各世代の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすく、そこから様々な不満やストレスが生まれがちです。

家族経営協定の締結をきっかけに農業経営改善や目指すべき家族経営の姿へ繋がります。

◇協定後のメリット

- ①共同経営している配偶者や後継者も認定農業者になれる。
- ②農業者年金保険料の国庫補助が受けられます。
- ③夫婦の場合、新規就農者育成総合対策の交付金の上乗せが受けられます。
- ④農業改良資金などの低金利融資を受けられます。
- ※メリットを受けるには一定の条件があります。詳しくは農業委員会事務局まで

『全国農業新聞を読みませんか?』

農業経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

【発行日】毎週金曜日

【発行元】全国農業会議所

【購読料】一ヶ月700円

※申込は農業委員会事務局まで